

## スクール・コーディネーター制度 Q&A

### ○ スクール・コーディネーターの目的は？（第一条関連）

- ・ 学校・地域・家庭が一体となり、児童・生徒の学習活動を支援していくために、学校と地域と家庭をコーディネート（調整・調和）することが目的です。

### ○ スクール・コーディネーターの主な活動内容は？（第二条関連）

週1回程度  
学校訪問し、  
職員室に在  
席します。

- ・ 学校の教育課程や学校行事の支援をします。
- ・ 学校と家庭と地域の連携を図るための職務があります。家庭教育・PTA活動の支援や「子どもの居場所事業」支援などを通じて進めます。
- ・ 具体的には、各校の依頼に応じて、総合的な学習の時間などで、地域の人材・資源を必要とする場合や、学校行事や部活動などでの地域人材等のコーディネート、またPTAの支援としての家庭教育学級・講座や自主事業のための講師やボランティア探しその他情報の提供などがあります。

### ○ スクール・コーディネーターはどのような人になるのか？（第三・四・七条関連）

PTA・青少年  
育成委員  
会・学校長か  
ら推薦され、  
学校長の同  
意を得て委  
嘱します。

- ・ 青少年の育成のための学習活動や諸活動に理解があり、地域でもなるべく多方面から学校への支援を集めてもらえる方を、各校に1名配置します。
- ・ 発足した16年度当初は主に青少年委員から選任し、学校長の同意を得て、教育委員会が委嘱しました。その後は、順次地域団体に広く人材を求め委嘱しています。
- ・ 欠格条項は、地方公務員法の規定に準拠しています。また、自己都合以外にも、職務実績が良くない場合や、身体の故障の場合などは年度途中でも解職となることがあります。

### ○ スクール・コーディネーターの任期は？（第五・六条関連）

- ・ 任期は1年ですが、勤務実績が良好な場合は1期3か年をスパンとして継続し委嘱します。
- ・ 1期3年の期間満了後、新たに選定し委嘱します。なお、2期以上の再任を認めます。

### ○ スクール・コーディネーターの職務上の義務は？（第八条関連）

- ・ スクール・コーディネーターについては、「職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」と規定しています。また、活動に際しては政治的活動・宗教的活動・営利を目的とした活動をすることは禁止されています。非常勤公務員として、公正・中立な立場で活動していただきます。

### ○ スクール・コーディネーターの活動の保障は？（その他要綱等）

- ・ スクール・コーディネーターは、職務に就く場合には身分証明証を携行するとともに、ネームプレート・名刺を所持します。
- ・ 区非常勤職員の報酬に関する基準により、月額報酬（8,200円）を支給します。この中には交通費等も含まれていますので、ボランティア的要素が強い委嘱委員です。
- ・ 教育委員会で、コーディネート活動に関してボランティア保険に加入します。
- ・ 教育委員会の研修や毎月定例会によりコーディネーターの知識・情報向上を図ります。

## 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則

(設置)

第1条 新宿区立小学校及び中学校(以下「学校」という。)と地域社会と家庭との連携を図り、児童・生徒の学習活動を支援するため、新宿区教育委員会事務局にスクール・コーディネーターを置く。

2 スクール・コーディネーターは、非常勤とする。

(職務)

第2条 スクール・コーディネーターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 学校の教育課程の支援に関すること。
- (2) 学校の教育課程に基づかない活動のうち学校の長の認めるものの支援に関すること。
- (3) 家庭教育の支援に関すること。
- (4) 学校の休業日等に、地域の団体等と協働し、児童・生徒が主体的に学校を活用できる環境作りに関すること。
- (5) 前4号のほか、学校と地域と家庭との連携に関すること。

(欠格条項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、スクール・コーディネーターとなることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 新宿区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(委嘱)

第4条 スクール・コーディネーターは、青少年の育成指導に直接携わり、かつ、地域の活動団体等と活発に交流している者のうちから、学校長の同意を得て、新宿区教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。

2 スクール・コーディネーターは、配属する学校を定めて委嘱する。

(定数)

第5条 スクール・コーディネーターの定数は、学校の合計数とする。

(任期等)

第6条 スクール・コーディネーターの任期は、1年とする。ただし、補欠のスクール・コーディネーターの任期は、前任者の残任期間とする。

2 スクール・コーディネーターについては、直前の任期における勤務実績が良好である場合に限り、3年間、毎年度、同一人のスクール・コーディネーターを委嘱するものとする。この場合において、委員会は、任期の更新を行う場合には、あらかじめスクール・コーディネーターの同意を得なければならない。

3 前項に規定する同一人を委嘱する期間の間に、スクール・コーディネーターの直前の任期における勤務実績が良好でないとき等の事由により、新たにスクール・コーディネーターを委嘱する場合において、新たに委嘱するスクール・コーディネーターの同項の規定による同一人を委嘱する期間は、同項の規定にかかわらず、同項の期間から前任者を委嘱していた期間(スクール・コーディネーターが欠員であったときにあっては、スクール・コーディネーターを委嘱されていたとした場合における委嘱していた期間に、前任者を委嘱していた期間を加えた期間をいう。)を控除した期間とする。

4 第2項の規定による同一人を委嘱する期間の終了により、新たにスクール・コーディネーターを委嘱する場合には、再任を妨げない。

(解職)

第7条 スクール・コーディネーターが、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会は、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により解職を申し出た場合
- (2) 職務の実績が良くない場合
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (4) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (5) 予算の減少により廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合
- (6) 刑事事件に関し起訴された場合
- (7) スクール・コーディネーターとしてふさわしくない非行のあった場合

(遵守義務)

第8条 スクール・コーディネーターは、職務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 政治的活動をすること。
- (2) 宗教的活動をすること。
- (3) 営利を目的とした活動をすること。

2 スクール・コーディネーターは、職務上知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し、必要な事項は、新宿区教育委員会教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(新宿区青少年委員の設置等に関する規則の廃止)

2 新宿区青少年委員の設置等に関する規則(昭和40年新宿区教育委員会規則第2号)は、廃止する。